

受講規約

第1条（受講規約の適用）

- (1) 本規約は、藤井寺そろばん教室（以下「当教室」）が提供するそろばん講座（以下「講座」）を利用するに当たり適用されます。
- (2) 本講座の申込みをした者（以下「受講者」）は、申込みの時点で本規約の内容に同意したものとみなされます。

第2条（受講規約の変更）

当教室は、本規約を受講者の承諾なく変更することができ、変更後の本規約を受講者に対し適用できるものとします。

第3条（登録情報の使用）

登録情報および受講者が講座受講する過程において、当教室が知り得た情報（以下「受講者情報」）を使用することができるものとします。

第4条（講座受講の申込）

講座の受講申込は、当教室が定める手続きに従って行うものとします。

第5条（講座受講申込の承諾）

所定の入会申込書の提出と初期費用の納入が完了した時点で契約が成立するものとします。

第6条（受講料支払いについて）

- (1) 支払方法：手渡しにより受講料を支払うものとします。
- (2) 支払日：原則、当月分を毎月10日までとします。

第7条（申込キャンセル・返金について）

第5条の契約成立後は、初期費用及び受講料の返金はいたしません。

第8条（受講生の退会、休会について）

- (1) 退会手続き：退会月末の前月末日までに当教室に退会の意思表示を通知するものとします。

※ 例：10月末退会の場合、9月末日までに手続を完了。10月1日以降10月末日までに提出の場合は11月末退会となり、11月分の受講料が発生します。

- (2) 休会手続き：1か月単位（月初～月末）で休会できます（1年度内上限通算3ヵ月まで）。休会期間中の受講料は半額とします。休会希望前月10日までに変更届を提出してください。

※ 例：6月休会の場合、5月10日までに提出。引き続き7月も休会する場合は、6月10日までに改めて手続が必要です。

第9条（受講コースについて）

(1) 当教室の開校日は原則毎週月・火・水・金曜日とし、コース内容は以下の通りです。

Aコース（月額 6,500円）

週4コマまで（開校曜日及び時間フリー） | 欠席・休講等の振替なし

Bコース（月額 6,000円）

週2コマまで（1日1コマ／1年度内90コマ限度）

Cコース（月額 5,000円）

週1コマまで（1日1コマ／1年度内45コマ限度）

(2) 開校コマ（各1時間）：

① 14:00～15:00	② 15:00～16:00	③ 16:00～17:00	④ 17:00～18:00
---------------	---------------	---------------	---------------

※ 準備等により1時間に満たない場合があります。

(3) 夏季・冬期休暇等の休校日を設定することがあります。この休みの振替および受講料の減額・返還は行いません。

(4) 学校行事や体調不良による欠席の場合、Bコース・Cコースに限り別開校日に振替可能です（未振替時の受講料減額・返金はなし）。

(5) 土曜日に自由参加の練習会を開催する場合があります。

第10条（講座の休講・休校及び振替受講）

交通トラブル・自然災害・建物損害・停電・講師の不慮の事故や病気等で講座提供が困難な場合、休講・休校とします。BコースおよびCコース受講者は別開校日に振替可能です。

第11条（受講資格の取消、契約の解除）

受講者が以下の項目に該当する場合、当教室は事前通知なく直ちに契約を解除し受講資格を取り消すことができます（受講料返金なし）。なお、2ヵ月分の受講料延滞が生じた場合は退会手続きとともに支払い請求を行います。

1. 本規約または法令に違反した場合
2. 申込情報等に虚偽の内容がある場合
3. 営利目的の行為や当教室が禁止する行為を行った場合
4. 宗教・ネットワークビジネス等の勧誘行為を行った場合
5. 当教室の著作権・商標権その他の知的財産権を侵害した場合
6. 再三の請求に応じず、2ヵ月分の受講料延滞が発生した場合
7. 講師の指示に従えず、講座参加が困難と判断される場合
8. その他、教室運営に支障が生じる行為を行った場合

第12条（禁止事項）

- (1) 教材・物品・家具等の破損や無断持ち出し（弁償の上、退会処分）。
- (2) 無断での録音・録画・撮影・その他講義内容の記録行為。
- (3) 他の受講者の個人情報の第三者への開示・漏洩（当教室は個人情報トラブルの責任を負いません）。
- (4) 講師およびスタッフに対する個人的な接触や勧誘行為。

第13条（損害賠償）

受講者が規約や法令に違反し、当教室または第三者に損害を与えた場合、一切の損害を賠償する責任を負います。

第14条（免責）

- (1) 自然災害・交通トラブル・受講者間の個人的トラブル・第三者の故意による介入等の不可抗力による損害について、当教室は一切の責任を負いません。
- (2) 当教室に故意または重過失がある場合、または消費者契約法上の消費者に該当する場合にのみ賠償責任を負います。
- (3) 当教室が負う損害賠償責任の額は、受講者が支払った受講対価の総額を限度とします。

第15条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争は、堺簡易裁判所または大阪地方裁判所堺支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（協議）

定めのない事項や解釈に疑義が生じた事項は、誠意をもって協議の上解決します。

第17条（契約終了時の効力）

契約終了後も、第3条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条及び本条の規定は効力を有します。

【補足事項】

- ・ **指定日の振替**：本規約で指定された日（10日・末日等）が木・土・日曜日に当たる場合は、指定日より前の直近開校日と読み替えます。
- ・ **年度の定義**：当教室の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

付 則

本規約は、2022年2月1日に制定され、同日より効力を有するものとします。